

○農林水産省告示第千三百七十号  
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
 七十三号）別表二の付表第十九の規定に基づき、  
 平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号  
 （アメリカ合衆国産ビング種、ランバート種、レー  
 ニア種及びパン種のさくらんぼの生果実に係る農  
 林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次  
 のように改正する。

平成十三年十月十二日

農林水産大臣 武部 勤

一 中コガネネット種、スイートハート種、チュ  
 レーン種、ツラレ種、パン種、ビング種、ブルッ  
 クス種、ラビン種、ランバート種及びレーニア種  
 の「を削る」

四を次のように改める。

四 生産地における消毒

(一) くん蒸施設において、臭化メチルを使用し  
 てくん蒸すること。

(二) (一)のくん蒸は、次の要件を満たすものであ  
 ること。

ア 臭化メチルの薬量は、くん蒸施設の内容  
 積一立方メートル当たり六十四グラムであ  
 ること。

イ 果実温度は、六度以上十二度未満とする  
 こと。

ウ くん蒸時間は、二時間以上とすること。

エ くん蒸施設内の臭化メチルの濃度をグラ  
 ム毎立方メートルで表した数値とくん蒸時  
 間数との積は、六十一・九以上とすること。

オ 包装してくん蒸を行う場合にあつては、  
 十分な通気性を有すること。

(三) ガーネット種、スイートハート種、チュ  
 レーン種、ツラレ種、パン種、ビング種、  
 ブルックス種、ラビン種、ランバート種及び  
 レーニア種のさくらんぼの生果実のくん蒸を  
 行う場合にあつては、次の要件を満たすこと  
 をもつて(二)の要件に代えることができる。

ア 臭化メチルの薬量及び果実温度は、次の  
 表の一の項から四の項までのいずれかに定  
 めるところによるものとする。

臭化メチルの薬量	果実温度
一 くん蒸施設の内容積一 立方メートル当たり三十 二グラム	二十二度以上
二 くん蒸施設の内容積一 立方メートル当たり四十 グラム	十七度以上二 十二度未満
三 くん蒸施設の内容積一 立方メートル当たり四十 八グラム	十二度以上十 七度未満
四 くん蒸施設の内容積一 立方メートル当たり六十 四グラム	六度以上十二 度未満

イ くん蒸時間は、二時間とすること。

ウ くん蒸は、未包装のままで行うこととし、  
 一回に処理する生果実の量は、容積比でく  
 ん蒸施設の内容積の五十パーセントを超え  
 ないこと。